

第73期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

株 主 総 会 参 考 書 類

- ①株式会社協和エクシオの定款
- ②株式会社協和エクシオの最終事業年度に係る計算書類等の内容

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

西部電気工業株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seibu-denki.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

連 結 注 記 表

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

西部電設(株)、九州通信産業(株)、九州ネクスト(株)、昇建設(株)、公栄設備工業(株)

非連結子会社であった公栄設備工業株式会社について重要性が高まったことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

ひばりネットシステム(株)、(株)カープラザSeibu、(株)福岡通信工材製作所

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、完成工事高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用しない非連結子会社名

ひばりネットシステム(株)、(株)カープラザSeibu、(株)福岡通信工材製作所

持分法を適用しない関連会社名

九州電機工業(株)、(株)仁和

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び持分法非適用の関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

未 成 工 事 支 出 金

個別法

商 材 料 貯 蔵 品

移動平均法

材 料 貯 蔵 品

総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び太陽光発電設備（機械装置）については定額法）によっており、連結子会社は主に定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8年～50年
機械装置、車両運搬具、 工具器具及び備品	2年～17年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員賞与引当金

連結子会社については役員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

連結子会社については役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、昇建設株式会社(7月31日)を除き、連結決算日と一致しております。

なお、昇建設株式会社については、1月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して連結決算を行っております。

ただし、連結決算日との間に生じた昇建設株式会社との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去
勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 収益及び費用の計上基準

(イ) 完成工事高及び完成工事原価
の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(ロ) ファイナンス・リース取引に
係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

④ 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

有形固定資産

建	物	294	百万円
土	地	1,513	百万円
計		1,807	百万円

担保に係る債務

短	借	入	金	1,430	百万円
長	借	入	金	650	百万円
計				2,080	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

10,807 百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入れに対して、再保証を行っております。

熊本城観光交流サービス(株)

57 百万円

4. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形

3 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,627,680株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	265 百万円	60 円	平成29年3月31日	平成29年6月26日
平成29年11月13日 取締役会	普通株式	110 百万円	25 円	平成29年9月30日	平成29年12月4日
計		376 百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月22日開催予定の定時株主総会において、次の議案を提案しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	393 百万円
1株当たり配当額	89 円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にリース用の資産購入のために必要な資金（主に銀行借入れ）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入れにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動のリスクに晒されておりますが、それらは取引先企業との業務又は資本提携に関連する株式等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。これら営業債務は、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、当社は各部署からの報告に基づき経営戦略部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を確保し流動性リスクを管理しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主にリース用の資産購入に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に注意するとともに、金利上昇の対応策（金利の固定化等）を実施しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,310	5,310	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	13,552	13,552	—
(3) リース投資資産	2,140	2,140	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,107	6,107	—
資 産 計	27,110	27,110	—
(1) 支払手形・工事未払金等	(6,439)	(6,439)	—
(2) 短期借入金	(2,724)	(2,733)	9
(3) 未払法人税等	(372)	(372)	—
(4) 長期借入金	(1,801)	(1,797)	△3
負 債 計	(11,338)	(11,344)	5

(※) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース料率表を基礎とした利率を用いて算定しており、仮に当期末にリース契約を締結した場合であっても同等の利率を適用することが見込まれるので、時価は帳簿価額に近似していると判断できるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、株式は取引所の価格によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

(有価証券関係)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株 式	2,063	5,368	3,305
	(2) その他	32	34	1
	小 計	2,096	5,402	3,306
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株 式	—	—	—
	(2) その他	708	704	△4
	小 計	708	704	△4
合 計		2,804	6,107	3,302

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、1年以内返済予定の長期借入金のうち、固定金利による借入れについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利による借入れについては、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利による借入れについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	354

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	5,306	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	13,552	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	650	—	—
リース投資資産に係るリース料債権部分	668	1,457	151
合 計	20,177	1,457	151

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	714	542	476	358	203	221

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産 6,274円 00銭
- 1株当たり当期純利益 227円 05銭

(重要な後発事象に関する注記)

個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

個別注記表

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
- ② その他有価証券
時価のあるもの

移動平均法による原価法によっております。

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 未成工事支出金
- ② 商 品
- ③ 材 料 貯 蔵 品

個別法

移動平均法

総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び太陽光発電設備（機械装置）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8年～50年
機械装置及び車両運搬具	2年～17年
工具器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また執行役員については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表関係

前事業年度、「未払金」に含めていた「設備関係未払金」（前事業年度24百万円）は、金額的な重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産			
有形固定資産	建	物	7 百万円
	土	地	744 百万円
		計	751 百万円
担保に係る債務	短	期	借
	入	金	1,430 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額			5,907 百万円
3. 保証債務			
下記の会社の金融機関からの借入れに対して、再保証を行っております。			
熊本城観光交流サービス㈱			57 百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び債務			
短期金銭債権	19	百万円	
長期金銭債権	329	百万円	
短期金銭債務	795	百万円	
長期金銭債務	846	百万円	
5. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。			
なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。			
受取手形	3	百万円	

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高		
売上高	119	百万円
仕入高	5,537	百万円
営業取引以外の取引高	149	百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

200,790 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産	賞与引当金	222	百万円
	その他	88	百万円
	合 計	310	百万円
固定資産	退職給付引当金	172	百万円
	貸倒引当金	35	百万円
	減損損失	94	百万円
	投資有価証券評価損	3	百万円
	その他	54	百万円
	繰延税金資産小計	359	百万円
	評価性引当額	△ 160	百万円
繰延税金資産合計		199	百万円
固定負債	その他有価証券評価差額金	997	百万円
	固定資産圧縮積立金	175	百万円
	繰延税金負債合計	1,172	百万円
	合 計	973	百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名 称	議決権の所有 (被所有)の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (注2)	科 目	期末残高 (注2)
子会社	九州 ネクスト(株)	所有 直接53.7	機械装置・ 車両の賃借等 役員の兼任	リース料の支払	105	リース債務	943

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産 | 5,662 円 83 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 181 円 63 銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

当社及び株式会社協和エクシオ（以下、「協和エクシオ」といいます。）は、平成30年5月9日開催のそれぞれの取締役会において、平成30年10月1日（予定）を効力発生日として、両社の経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）のため、協和エクシオを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換は、平成30年6月開催予定の当社の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けて行われる予定であります。なお、協和エクシオは、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、本株式交換を行う予定であります。

本株式交換の効力発生日（平成30年10月1日予定）に先立ち、当社の普通株式は株式会社東京証券取引所市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所において平成30年9月26日付で上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定であります。

1. 本株式交換による本経営統合の目的

当社及び協和エクシオが身を置く通信建設分野では、移動通信関連工事はトラフィック増加に対応するサービス品質向上に向けたネットワーク構築・整備等が当面は引き続き堅調に推移するものの、通信キャリアの設備投資は中長期的には抑制傾向にあり、両社を取り巻く事業環境は不透明な状況が続くものと想定されます。

特に、当社及び協和エクシオの主要顧客であるNTTグループの固定通信にかかる設備投資が漸減し従来型の電気通信工事市場が縮小する環境下への対応は、通信建設業界各社共通の喫緊に対処すべき課題であると認識しております。このような厳しい事業環境に対応すべく、両社はそれぞれ工事採算性を確保し安定した収益を獲得する方策を模索して参りました。

そのような中、当社及び協和エクシオは、平成28年より西日本地域においてNTTグループが発注する工事の採算性向上のため、共同企業体の構成員として連携を開始いたしました。

しかしながら、両社を取り巻く事業環境は劇的かつ急速な変化を続けており、両社がこのような事業環境の変化に柔軟に対応しつつそれぞれの強みを活かしていくためには、経営資源の共有化を進めた上で、より生産性が高く多様な顧客ニーズに対応可能な施工体制の構築が必要であるとの考えに至り、本経営統合の検討を開始いたしました。

そして、当社及び協和エクシオは、複数回にわたり事業環境や両社のあるべき姿について真摯に協議を重ね、その結果、本経営統合を選択することが通信建設業界を取り巻く厳しい事業環境において両社の企業価値を最大化する最良の方法であるとの判断に至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。両社は、本株式交換により、スケールメリットを享受しつつ、重複する事業領域・対象地域の効率化を推進し、両社が長年培ってきた強みを活かした事業運営を行うことによって、企業価値の更なる向上を図って参ります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約承認時株主総会基準日(当社)	平成30年3月31日(土)
本株式交換契約締結の取締役会決議日(両社)	平成30年5月9日(水)
本株式交換契約締結日(両社)	平成30年5月9日(水)
本株式交換契約承認時株主総会決議日(当社)	平成30年6月22日(金)(予定)
最終売買日(当社)	平成30年9月25日(火)(予定)
上場廃止日(当社)	平成30年9月26日(水)(予定)
本株式交換の効力発生日	平成30年10月1日(月)(予定)

(注1) 協和エクシオは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う予定であります。

(注2) 上記日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由に応じ、両社の合意により変更される場合があります。

(2) 本株式交換の方式

平成30年5月9日付で締結した本株式交換契約に基づき、協和エクシオを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお、本株式交換は、協和エクシオについては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、当社については平成30年6月22日開催予定の当社の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、平成30年10月1日を効力発生日として行う予定であります。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	協和エクシオ (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.29
本株式交換により交付する株式数	協和エクシオ普通株式：5,710,688株(予定)	

(注1) 株式割当比率

当社の普通株式1株につき、協和エクシオの普通株式1.29株を割当て交付します。

なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、協和エクシオと当社との間の協議により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により割当交付する株式数

協和エクシオが当社の株主に交付する協和エクシオの株式は、協和エクシオが保有する自己株式5,710,688株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

協和エクシオは、本株式交換に際して、協和エクシオが当社の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式の合計数に1.29を乗じた協和エクシオの普通株式5,710,688株（予定）を割当て交付します。上記の協和エクシオが交付する株式数は、平成30年3月31日現在の当社の発行済株式総数（4,627,680株）から当社が保有する自己株式数（200,790株）を控除した4,426,890株に基づいて算出しており、当社が単元未満株主の単元未満株式買取請求や反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、当社が当該決議時点で保有する自己株式及び基準時までには保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までには消却する予定であります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、協和エクシオの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる株主の皆様は、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。協和エクシオの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、本株式交換の効力発生日以降、協和エクシオの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び協和エクシオの定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が協和エクシオに対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元となるよう、協和エクシオの株式を買い増すことを請求することができる制度であります。

②単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、協和エクシオに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度であります。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、協和エクシオの1株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する協和エクシオの株式を売却し、かかる売却代金を協和エクシオがその端数に応じて当該株主に交付いたします。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の割当比率については、両社がそれぞれ選定した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、協和エクシオはS M B C日興証券株式会社（以下、「S M B C日興証券」といいます。）を、当社は株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）

す。)を、第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれが相手方に実施したデュー・ディリジェンスの結果などを参考に、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に交渉・協議を重ねました。

協和エクシオは、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の総合的な考慮に加え、SMB C日興証券の算定した株式交換比率のレンジも踏まえて妥当であり、協和エクシオの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。他方、当社は、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案するとともに、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、プルータス・コンサルティングの算定した株式交換比率のレンジも踏まえて妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

その結果、両社は、平成30年5月9日に開催されたそれぞれの取締役会において、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを決議し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、協和エクシオと当社との間での協議により変更されることがあります。

(2) 算定機関の名称及び当事会社との関係

SMB C日興証券及びプルータス・コンサルティングは、いずれも協和エクシオ及び当社から独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	協和エクシオ (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
(1) 名 称	株式会社協和エクシオ	西部電気工業株式会社
(2) 所 在 地	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小園 文典	代表取締役社長 熊本 敏彦
(4) 事 業 内 容	エンジニアリングソリューション（通信キャリア・都市インフラ）、システムソリューション	情報通信工事業、ソリューション事業、その他
(5) 資 本 金	6,888百万円 (平成30年3月31日現在)	1,600百万円 (平成30年3月31日現在)

株主総会参考書類

①株式会社協和エクシオの定款

株式会社協和エクシオ 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社協和エクシオと称する。

2 英文では、KYOWA EXEO CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、国内及び国外において、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 各種電気通信設備、電気設備及びこれらの付帯設備の建設及び保守
- (2) 土木、建築その他工作物の建設及び保守
- (3) 空調、衛生給排水、消防等、建築設備の建設及び保守
- (4) 産業廃水、産業廃棄物、脱臭施設等、環境保全設備の建設及び保守
- (5) 上下水道及び各種散水設備の建設及び保守
- (6) 情報処理に関する業務
- (7) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (8) 前各号に関連する企画、調査、測量、設計、工事監理及びコンサルティング並びに機材、機器及びソフトウェアの製造、販売、賃貸及び保守
- (9) 情報処理機器、電気通信機器、産業用・家庭用電気機器、建築資材、建設機械及び自動車の販売、賃貸及び修理
- (10) 警備業、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (11) 損害保険代理業、生命保険募集業及び電気通信事業者の代理店業
- (12) 駐車場の運営及び管理
- (13) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
- (14) 放置車両確認事務
- (15) 発電事業及び売電事業
- (16) 貨物利用運送事業
- (17) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とする。

2 前項のほか、必要あるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告をして、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期及び場所)

第14条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。

2 当会社の株主総会は、東京都区内において招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者)

第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第25条 取締役会の議長は、取締役会長が当たる。

- 2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役及び顧問の設置)

第28条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、金銭による剰余金の配当を行う。

2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

3 金銭による剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

4 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②株式会社協和エクシオの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善が続いており、米国政権の経済政策運営や地政学リスク等に基づく金融・資本市場の変動による景気の下振れリスクを内包しながらも、緩やかな回復基調で推移しました。

このような環境下において、当社グループは中期経営計画（2016～2020年度）の中期ビジョン「グループ総力を結集し、トータルソリューションで新たな成長ステージへ」のもと、コア事業である通信キャリア事業においては、徹底した効率化による収益力強化を図るとともに、グループ一体で既存の技術とサービスを融合させ成長エンジンである都市インフラ事業とシステムソリューション事業の拡大に努めるなど事業ポートフォリオの再構築を推進してまいりました。

また、生産性向上や働き方改革への取り組みの一環として、業務プロセスのモジュール化・デジタル化による社内システムの共通基盤化やICTを活用したテレワークの導入などに取り組んでまいりました。今後さらに、RPA（Robotic Process Automation）を活用した業務の効率化や新しいワークスタイルの導入なども推進してまいります。

なお、2017年10月にアラブ首長国連邦・アブダビで開催された「第44回技能五輪国際大会」の情報ネットワーク施工職種において当社の清水義晃選手が金メダルを獲得しました。今後も優秀な技術者の育成を図り、高い施工技術で社会に貢献してまいります。

当連結会計年度の経営成績につきましては、受注高は3,250億2千9百万円（前期比100.3%）、完成工事高は3,126億6千9百万円（前期比104.6%）となりました。損益面につきましては、営業利益は256億2千1百万円（前期比122.7%）、経常利益は264億4千8百万円（前期比123.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益は179億9千3百万円（前期比130.5%）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	受 注 高	完成工事高	次期繰越高
	(%)	(%)	(%)
エンジニアリングソリューション	282,277 (99.4)	270,127(104.3)	148,871(108.9)
通信キャリア	198,131 (93.9)	195,556(102.0)	79,181(103.4)
都市インフラ	84,145(115.6)	74,571(110.7)	69,690(115.9)
システムソリューション	42,751(106.2)	42,541(106.9)	7,060(102.8)
合 計	325,029(100.3)	312,669(104.6)	155,932(108.6)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. () 内数値は、前期比であります。

① エンジニアリングソリューション

通信キャリア事業につきましては、通信キャリアの設備投資がやや抑制傾向にある中、固定通信関連では光開通工事の伸びに鈍化傾向が出てきたものの、設備運営業務などの拡大に努めたほか、モバイル関連ではスマートフォンやタブレット等スマートデバイスの利活用拡大によるモバイルトラフィックの増加に伴い、主要都市部を中心に4Gにおける新周波数帯の無線基地局の増強・整備等を進めました。

都市インフラ事業につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を控えインフラ整備が始まる中、競技会場周辺道路整備に伴う電気等設備工事を受注したほか、国や自治体等の各種投資や首都圏における再開発事業が積極的に展開される中、太陽光発電施設建設工事や大規模ビルの電気設備工事及び高速道路通信設備工事などの大型案件に取り組みました。

これらの取り組みの結果、受注高は2,822億7千7百万円（前期比99.4%）、完成工事高は2,701億2千7百万円（前期比104.3%）、セグメント利益は292億2千1百万円（前期比113.9%）となりました。

② システムソリューション

システムソリューション事業につきましては、本格的なIoT時代の到来に伴う情報ネットワークのセキュリティ強化やクラウドサービスの拡大など、ICT投資も益々活況となる中、BPM（Business Process Management）ソリューションなどの新しいビジネスの拡大に取り組みました。

また、「新エネルギー」「ジオソリューション」「クラウド・セキュリティ」「グローバル」の各ソリュー

ーション分野で積極的な営業活動を推進する中で、「EXBeacon（エックスビーコン）」を活用した屋内測位・センサーネットワークにおける先進事例を「CEATEC JAPAN 2017」などへ出展したほか、日本マイクロソフト株式会社から企業向けのコミュニケーションプラットフォーム「Skype for Business」の導入パートナーに認定されました。

その他、テプコカスタマーサービス株式会社との協業によりサービス提供している「Energy Viewer（エナジービューア）」が、経済産業省が後援する平成29年度省エネ大賞「製品・ビジネスモデル部門 省エネルギーセンター会長賞」を受賞しました。これは、IoTの活用により空調の消費電力量を削減するサービスであり、クラウド型エネルギー制御プラットフォームの技術が高く評価されました。

これらの取り組みの結果、受注高は427億5千1百万円（前期比106.2%）、完成工事高は425億4千1百万円（前期比106.9%）、セグメント損失は6千6百万円（前期はセグメント損失 4億7千2百万円）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、コア事業である通信キャリア事業においては、徹底した効率化による収益力強化をより一層加速させるとともに、営業強化や新たなソリューションビジネスの確立などにより都市インフラ事業とシステムソリューション事業の拡大を推進し、事業ポートフォリオの再構築に引き続き取り組んでまいります。

今後とも事業環境の変化に柔軟に対応するとともに、2018年10月1日付で経営統合を予定しておりますシーキューブ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社との連携によって、長年培った高い技術力をベースに強みである「トータルプロセス」「トータルソリューション」「全国施工体制」をさらに強化し、グループ内の経営資源を効率的に活用することでシナジー効果の発揮を図り、より強固な経営基盤の確立に努めてまいります。

翌連結会計年度におけるセグメント別の見通しは、次のとおりであります。

① エンジニアリングソリューション

通信キャリア事業につきましては、通信キャリアの設備投資の抑制傾向が続くと想定される中、固定通信関連では、グループフォーメーションの抜本の見直しなどによりさらなるコスト競争力の強化に取り組んでまいります。

一方、モバイル関連では主要都市部を中心とした4Gにおける新周波数帯の無線基地局の増強・整備等

の豊富な繰越工事の消化を効率的に進めることで安定した収益の確保に努めてまいります。

都市インフラ事業につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた首都圏における再開発事業や自治体等の各種投資も引き続き積極的に展開されると想定される中、大型電気設備工事、700MHz周波数帯TV受信対策工事、防災行政無線整備工事及び無電柱化工事などの需要拡大が見込まれ、強みが活かせる専門分野の受注強化を図ってまいります。

② システムソリューション

システムソリューション事業につきましては、IoTの拡大に伴いICT投資も益々活発になることが想定される中、高度ICT技術者の育成を図るとともに、BPMソリューションなどのSIビジネス及び「新エネルギー」「ジオソリューション」「クラウド・セキュリティ」「グローバル」の各ソリューション分野でより積極的な営業活動を推進し、付加価値の高いサービスを提供してまいります。

第65期（2019年3月期）の連結業績につきましては、受注高は3,400億円（前期比104.6%）、完成工事高は3,350億円（前期比107.1%）、営業利益は275億円（前期比107.3%）、経常利益は281億円（前期比106.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益は188億円（前期比104.5%）を見込んでおります。

なお、第65期（2019年3月期）の連結業績予想につきましては、2018年10月1日付で予定しているシーキューブ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社との経営統合の影響を加味しておりません。

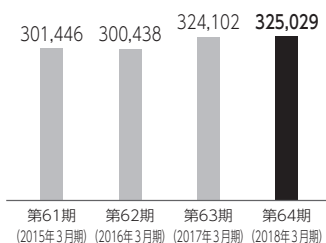
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

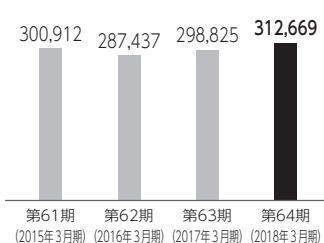
当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は41億9千4百万円で、その主なものは支店用地の取得、技術センタ建物の取得、社内システムの構築等によるものであります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

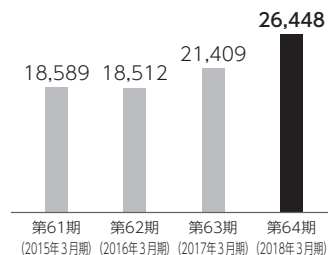
受注高 (単位：百万円)



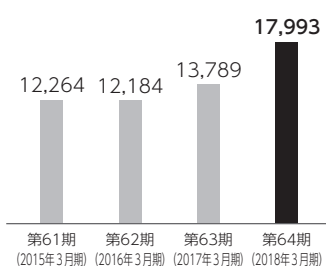
完成工事高 (単位：百万円)



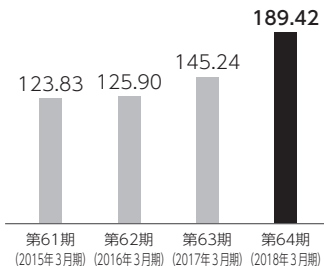
経常利益 (単位：百万円)



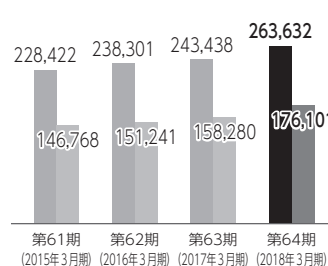
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



区 分	第61期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	第62期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第63期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第64期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	301,446	300,438	324,102	325,029
完 成 工 事 高 (百万円)	300,912	287,437	298,825	312,669
経 常 利 益 (百万円)	18,589	18,512	21,409	26,448
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	12,264	12,184	13,789	17,993
1株当たり当期純利益 (円)	123.83	125.90	145.24	189.42
総 資 産 (百万円)	228,422	238,301	243,438	263,632
純 資 産 (百万円)	146,768	151,241	158,280	176,101

(注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エクシオテック	百万円 450	% 100.0	通信キャリア 都市インフラ システムソリューション
大和電設工業株式会社	450	100.0	通信キャリア 都市インフラ システムソリューション
アイコムシステック株式会社	725	100.0	システムソリューション

- (注) 1. 資本金は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む28社であります。

(6) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
通 信 キャリア	- NTTグループ向け各種通信インフラ設備の構築・保守 - NCC向け各種通信インフラ設備の構築・保守
エンジニアリング ソリューション 都 市 インフラ	- 自治体、官公庁、CATV会社、鉄道会社、民間企業向けの各種 通信インフラ設備の構築・保守 - オフィスビル、マンション、データセンター、メガソーラー等の 電気・空調工事 - 無電柱化・上下水道整備等の都市土木工事 - 水処理・廃棄物処理プラント、バイオマスボイラ等の建設・運 転維持管理
システムソリューション	- 通信キャリアや金融業、製造業をはじめとする各種企業向けの システム構築等、システムインテグレーションの提供 - 企業向けサーバ・LAN等の設計・構築・運用やインターネット 環境整備等、ネットワークインテグレーションの提供

(7) 主要な事業所 (2018年3月31日現在)

当 社	本 社 : 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
	西日本本社 : 大阪府大阪市中央区内本町二丁目2番10号
支 店	北海道支店 (札幌市) 東北支店 (仙台市)
	南関東支店 (横浜市) 甲信支店 (甲府市)
	東海支店 (名古屋市) 関西支店 (大阪市)
	四国支店 (高松市) 中国支店 (広島市)
	九州支店 (福岡市) 他6支店
	営 業 所 : 新潟営業所 (新潟市) 他16営業所
子会社	株式会社エクシオテック (本社) : 東京都大田区平和島四丁目1番23号
	大和電設工業株式会社 (本社) : 宮城県仙台市青葉区大町二丁目5番1号
	アイコムシステック株式会社 (本社) : 東京都港区芝浦四丁目2番8号

(注) 西日本本社及び関西支店は2018年2月13日をもって、大阪府大阪市西区京町堀三丁目6番13号から、上記住所に移転しております。

(8) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
当社グループの状況	8,331 名	増257 名
当 社 の 状 況	3,749 名	増15 名

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、2018年5月9日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、シーキューブ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社を株式交換完全子会社とする各株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、各社との間で株式交換契約を締結いたしました。各株式交換は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、また各社においてはそれぞれの定時株主総会（シーキューブ株式会社：2018年6月27日、西部電気工業株式会社：2018年6月22日、日本電通株式会社：2018年6月28日）における承認を受けて、2018年10月1日を効力発生日として行われる予定です。

2. 会社の株式に関する事項（2018年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 117,812,419株（うち自己株式 22,049,402株）
- (3) 株主数 10,476名（前期末比 524名増）
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,020	11.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,055	5.28
協和エクシオ従業員持株会	3,988	4.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・住友電気工業株式会社退職給付信託口）	3,766	3.93
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	2,875	3.00
住友不動産株式会社	2,081	2.17
住友生命保険相互会社	2,000	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	1,834	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,537	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,503	1.57

(注) 当社は、自己株式を22,049千株保有しておりますが、上記の表には含めておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2018年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小園 文典	代表取締役社長	
太田 勉	代表取締役専務執行役員 グループ事業推進部長	
松坂 吉章	取締役専務執行役員 経営企画部長	
戸谷 典嗣	取締役専務執行役員 西日本本社代表 兼 関西支店長	
大坪 康郎	取締役常務執行役員 ICTソリューション事業本部長 兼 同事業本部プロデュース本部長 兼 同事業本部ソリューション推進本部長	
黒澤 友博	取締役常務執行役員 ドコモ事業本部長	
光山 由一※	取締役常務執行役員 通信ビジネス事業本部長	
作山 裕樹	取締役	株式会社エクシオテック 代表取締役社長
北井 久美子	取締役	勝どき法律事務所弁護士 東京都公安委員会委員 宝ホールディングス株式会社監査役 三井住友建設株式会社取締役
金澤 一輝	取締役	
渡邊 晴彦	常勤監査役	株式会社エクシオテック 監査役
滝澤 芳春	常勤監査役	
目黒 高三	監査役	目黒会計事務所公認会計士
山田 晴彦	監査役	

(注)1. 当社の役員は2018年3月31日現在、取締役10名、監査役4名の計14名であり、そのうち13名が男性、1名が女性で構成されております。

2. 上記※印の取締役光山由一は、2017年6月23日開催の第63回定時株主総会において新たに選任さ

れ、就任いたしました。

3. 取締役北井久美子、同金澤一輝は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役目黒高三、同山田晴彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役目黒高三は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有するものであります。
6. 監査役山田晴彦は、通信業界において経理担当役員等を歴任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役北井久美子、同金澤一輝、監査役目黒高三は、株式会社東京証券取引所及び当社の定めに基づく独立役員であります。
8. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は以下のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年月日
太 田 勉	取締役専務執行役員 キャリアビジネス事業本部長	代表取締役専務執行役員 グループ事業推進部長	2017年 6月23日
松 坂 吉 章	取締役常務執行役員 グループ事業推進部長	取締役専務執行役員 経営企画部長	2017年 6月23日
戸 谷 典 嗣	取締役常務執行役員 西日本本社代表 兼 関西支店長	取締役専務執行役員 西日本本社代表 兼 関西支店長	2017年 6月23日
大 坪 康 郎	取締役常務執行役員 ICTソリューション事業本部長 兼 同事業本部ソリューション推進本部長	取締役常務執行役員 ICTソリューション事業本部長 兼 同事業本部プロデュース本部長 兼 同事業本部ソリューション推進本部長	2017年 7月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	270百万円 (16百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	54百万円 (13百万円)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2017年6月23日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含めております。
3. 上記には、無報酬の取締役1名を含めておりません。
4. 取締役に対する報酬等の限度額は、2009年6月23日開催の第55回定時株主総会において、年額350百万円以内に加え、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権による報酬年額50百万円以内とご承認いただいております。また、2013年6月21日開催の第59回定時株主総会において、上記各報酬額とは別枠で新株予約権による報酬年額20百万円以内とご承認いただいております。
5. 監査役に対する報酬等の限度額は、2009年6月23日開催の第55回定時株主総会において、年額80百万円以内とご承認いただいております。
6. 上記報酬等の額にはストックオプションによる報酬額及び取締役賞与支給見込額を含めております。

② 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、企業価値の増大に寄与し、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブが有効に機能すること、また、情報通信ネットワーク構築のリーディングカンパニーとして、優秀な人材が確保できる水準であることを基本方針としております。その報酬総額は株主総会の決議により定められた報酬等上限枠の範囲内において決定しております。取締役の報酬は基本報酬・賞与・ストックオプションで構成され、その具体的内容は以下のとおりであります。基本報酬は、役位に応じた固定報酬とし、経営環境・世間水準を考慮して適正な水準で設定しております。賞与は、当事業年度の連結利益による業績連動を基本として、経営環境等を総合的に勘案して決定しております。ストックオプションは、企業価値向上への意欲を一層高めるため、中長期インセンティブとして役位に応じて付与しております。社外取締役及び監査役の報酬は、業務執行から独立した

立場であることから、固定の基本報酬のみとしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況
北井久美子	社外取締役	勝どき法律事務所弁護士 東京都公安委員会委員 宝ホールディングス株式会社監査役 三井住友建設株式会社取締役
目黒高三	社外監査役	目黒会計事務所公認会計士

(注) 当社と社外役員の兼職先との間に特別の利害関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主 な 活 動 状 況
北井久美子 (独立役員)	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、弁護士や中央省庁等の要職を歴任した豊富な経験と幅広い識見から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を積極的に行っております。
金澤一輝 (独立役員)	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、他業種、他業界の役員として企業経営に携わった豊富な経験と幅広い識見から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を積極的に行っております。
目黒高三 (独立役員)	当事業年度開催の取締役会15回中15回に、監査役会16回中16回に出席し、また各部門及び子会社の業務執行状況について聴取し、これらの場において公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を踏まえた発言を行っております。
山田晴彦	当事業年度開催の取締役会15回中15回に、監査役会16回中16回に出席し、また各部門及び子会社の業務執行状況について聴取し、これらの場において企業経営に携わった経験とこれまで培った財務及び会計に関する専門知識を踏まえた発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清陽監査法人

(2) 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 43百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会で解任したこととその理由を報告いたします。また、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループは、「技術力を培う 豊かさを求める 社会に貢献する」という企業理念を基本とし、その実現のため、当社グループ取締役及び使用人一人ひとりが誠実性と透明性をもった企業経営を実践してまいります。

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ▶法令及び社会規範・企業倫理の遵守を経営の最優先事項と位置づけ、それを確固たるものとする仕組みとしてコンプライアンス・プログラムを制定し、取締役は自ら当該プログラムを実践するとともに使用人に周知徹底を図る。使用人は同プログラムに従い誠実に業務を遂行する。
- ▶また、コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決を図るため内部通報制度を設置する。
- ▶社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ▶取締役の職務の執行に係る情報については、文書及び記録の管理に関する規程に則り、その保存及び管理を適正に実施する。
- ▶また、当該情報について、監査役からの閲覧請求があった場合、同規程に定める文書管理責任者は速やかに提出する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ▶リスク管理に係る規程に則り、代表取締役社長の下にリスク管理体制を整備し、その充実を図る。
- ▶リスク管理部門は、各部門によるリスクの抽出、評価、対応策の実施状況を把握するとともにリスク管理の推進を図る。
- ▶内部監査部門は独立した立場から監査を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ▶代表取締役社長は取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な施策を策定し、取締役会の承認を得る。
- ▶また、代表取締役社長をはじめ、取締役は、全組織的な会議の場を活用し、円滑な業務執行のための情報交換や指示・支援を行う。
- ▶職務の執行に当たっては社内システムを活用し、事業計画の進捗状況の管理を行うとともに、取締役会が定期的にレビューを実施する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ▶当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に則り、適切に報告する体制及び運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを整備し、グループ企業の財務報告の信頼性と適正性を確保する。

- ▶グループ企業の営業成績、財務状況その他経営上重要な情報については、当社が定める子会社運営規程等において、グループ企業に対し、当社への報告又は当社の承認を得ることを義務づける。
 - ▶当社は、当社グループ全体のリスク管理に係る「リスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ▶当社は、グループ企業の取締役の職務執行の効率性を確保するため、当社グループの中期経営計画を策定し、また、グループ事業を統括する部門を設置するとともに、グループ社長会議等により円滑な業務運営に努める。
 - ▶当社は、グループコンプライアンス・マニュアルを作成し、グループ企業の全ての取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
 - ▶当社は、グループ企業の取締役、監査役及び使用人を対象とした、法令遵守等に関する研修を毎年実施し、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - ▶当社内部監査部門は、グループ企業各社の業務の有効性、適正性の監査を実施する。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ▶監査役がその職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合は、業務執行から独立した専属の組織を設置する。
- ⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ▶上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の承認を得ることとし、また、当該補助者は他部門を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないこととする。
- ⑧ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ▶「監査役会報告規程」に則り、取締役及び使用人は、適時、適切に監査役会に報告する。
- ⑨ **子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**
- ▶グループ企業の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ▶当社リスク管理部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ⑩ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- ▶当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑪ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ▶監査役がその職務の執行について必要と認められる費用又は債務の処理を当社に対し請求したときは、当社は速やかに当該費用を支払い、又は債務を処理する。
- ⑫ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

▶当社は、監査役に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を保障するとともに、監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、当該体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

▶当社グループで共有する「エクシオグループコンプライアンス・マニュアル」に基づき、研修・効果測定・アンケートの実施及び「コンプライアンス携帯カード」の配付等を継続的に実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

▶内部通報制度については、内部通報者の不利益な取り扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを定め、当社グループを対象とする「サポートデスク」と「弁護士ホットライン」を設置しており、コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決に努めております。また、通報内容については、適切な対応を図り、コンプライアンス委員会等に報告しております。

② リスク管理に関する取り組み

▶当社グループのリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」に基づき、リスク管理部門と内部監査部門を指定するとともに、各リスク管理部門の所掌するリスクを特定し、リスクマネジメント体制の強化に努めております。また、内部監査部門は、業務遂行の適法性・妥当性を確保するために、内部監査計画に基づき監査を実施し、その結果について、経営者へ報告するとともに、四半期毎に内部統制に関わる各専門委員会へ報告し、同委員会において、リスク管理に関する評価、対応策の検討を行っております。

③ 取締役の職務執行に関する取り組み

▶事業計画等の重要事項の決定については、効率的な意思決定等のため、役付執行役員等で構成される経営会議の事前審議を経て、取締役会に当該事項を付議・承認する手続を実施しております。

▶全社的な業績概況及び業務執行状況等の情報共有化や経営決定事項の指示・伝達を図る場として、業務執行会議を月次開催しております。

④ グループ企業管理に関する取り組み

▶グループ企業は、当社に対して事前の承認、協議及び報告を要する事項を定めた「一般会社運営規程」「主要子会社運営規程」等に基づき、必要な事項の報告等を実施しております。

▶グループ企業の事業計画について、当社グループ事業統括部門にて進捗管理を実施するとともに、定期的に「グループ社長会議」「グループ総務部長会議」を開催し、グループ共通施策に関する情報交換等を実施しております。

⑤ 監査役監査に関する取り組み

▶監査役は、取締役会・経営会議等、社内の重要な会議に開催の都度出席するとともに、各部門の責任者へのヒアリングを定期的実施しております。また、代表取締役や監査法人とは、定期的に業務執行

状況及び監査状況等について、意見交換を実施しております。

- ▶ 「監査役会報告規程」に基づき、当社及びグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項については、当該組織の長から、適時、監査役へ報告されております。また、内部監査の実施結果、コンプライアンス委員会の審議内容及びグループ企業監査役の監査結果等の当社グループのコンプライアンス及びリスク管理の現状についても、定期的な報告が実施されております。

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	156,280	流動負債	63,161
現金預金	26,095	支払手形・工事未払金	34,802
受取手形・完成工事未収入金	92,185	短期借入金	1,012
有価証券	4,499	未払法人税等	5,004
未成工事支出金等	27,617	未成工事受入金	3,574
繰延税金資産	3,914	賞与引当金	1,421
その他	1,967	役員賞与引当金	126
貸倒引当金	△1	完成工事補償引当金	58
		工事損失引当金	290
		その他	16,870
固定資産	107,351	固定負債	24,369
有形固定資産	62,664	社債	10,000
建物・構築物	21,003	長期借入金	10
機械・運搬具工具器具備品	4,542	繰延税金負債	7,293
土地	36,602	役員退職慰労引当金	272
その他	516	投資損失引当金	42
		退職給付に係る負債	5,070
		その他	1,680
		負債合計	87,531
無形固定資産	3,909	(純資産の部)	
のれん	658	株主資本	161,682
その他	3,251	資本金	6,888
		資本剰余金	8,098
投資その他の資産	40,777	利益剰余金	169,883
投資有価証券	19,833	自己株式	△23,187
退職給付に係る資産	17,947	その他の包括利益累計額	13,891
その他	3,231	その他有価証券評価差額金	5,198
貸倒引当金	△235	為替換算調整勘定	11
		退職給付に係る調整累計額	8,681
		新株予約権	285
		非支配株主持分	242
資産合計	263,632	純資産合計	176,101
		負債純資産合計	263,632

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高 価	312,669
完 成 工 事 原 価	269,315
完 成 工 事 総 利 益	43,354
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,732
営 業 利 益	25,621
営 業 外 収 益	1,398
受 取 利 息	4
受 取 配 当 金	403
受 取 地 代 家 賃	401
固 定 資 産 売 却 益	114
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	170
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	34
そ の 他	269
営 業 外 費 用	571
支 払 利 息	33
賃 貸 費 用	105
固 定 資 産 売 却 損	57
固 定 資 産 除 却 損	68
為 替 差 損	169
そ の 他	137
経 常 利 益	26,448
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	26,448
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,018
法 人 税 等 調 整 額	375
当 期 純 利 益	18,054
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	61
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	17,993

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,888	7,978	156,477	△24,011	147,333
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,588		△4,588
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			17,993		17,993
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
自 己 株 式 の 処 分		120		311	431
信託による自社の 株 式 譲 渡				515	515
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	120	13,405	823	14,349
当 期 末 残 高	6,888	8,098	169,883	△23,187	161,682

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
当 期 首 残 高	3,566	15	6,888	10,470	288	187	158,280
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△4,588
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							17,993
自 己 株 式 の 取 得							△3
自 己 株 式 の 処 分							431
信託による自社の 株 式 譲 渡							515
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,631	△4	1,793	3,420	△3	55	3,471
当 期 変 動 額 合 計	1,631	△4	1,793	3,420	△3	55	17,820
当 期 末 残 高	5,198	11	8,681	13,891	285	242	176,101

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 : 28社
主要な連結子会社の名称 : 株式会社エクシオテック
大和電設工業株式会社
アイコムシステック株式会社
- (2) 主要な非連結子会社の名称 : とちぎエコクリーンサービス株式会社
連結の範囲から除いた理由 : 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び : 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。
関連会社の数
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び : とちぎエコクリーンサービス株式会社
関連会社のうち主要な会社等の名称
持分法を適用しない理由 : 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMG EXEO NETWORK, INC.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 有価証券の評価基準及び評価方法
- その他有価証券
- 時価のあるもの : 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの : 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 未成工事支出金 : 個別法による原価法
- 商品及び製品、材料貯蔵品 : 主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

また、太陽光発電・売電事業用設備については定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）：定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産：定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：一部連結子会社における従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金：一部連結子会社における役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

完成工事補償引当金：完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当社グループにかし担保責任のある完成工事高に対し、将来の見積補償額に基づいて計上しております。

工事損失引当金：受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金：一部連結子会社における役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

投資損失引当金：関係会社等に対する投資に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準 : 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、主にその発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により費用処理することとしており、数理計算上の差異については、主にその発生時における従業員の平均残存勤務期間（主として16年）による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

のれんの償却方法及び償却期間 : 実質的判断により見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については主に5年間の定額法によって償却しております。

消費税等の会計処理 : 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	262百万円
土地	390百万円
計	652百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	523百万円
長期借入金	10百万円
計	533百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,236百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	117,812	—	—	117,812
自己株式				
普通株式	23,221	1	677	22,545

- (注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を868千株含めており、当連結会計年度末には496千株を含めて記載しております。
 2. 普通株式の自己株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。
 3. 普通株式の自己株式数の減少677千株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)保有の当社株式を持株会に売却したことによる減少372千株及びストックオプションの行使による減少305千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,195	23	2017年 3月31日	2017年 6月26日
2017年11月6日 取締役会	普通株式	2,392	25	2017年 9月30日	2017年 11月28日

(注) 配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金支払額(2017年6月23日株主総会決議分19百万円、2017年11月6日取締役会決議分16百万円)を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,394	利益剰余金	25	2018年 3月31日	2018年 6月25日

(注) 配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金支払額(12百万円)を含めております。

区分	第2回 株式報酬型 新株予約権	第3回 株式報酬型 新株予約権	第4回 株式報酬型 新株予約権	第5回 株式報酬型 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	1,400株	1,500株	10,700株	16,800株

区 分	第6回 株式報酬型 新株予約権	第7回 株式報酬型 新株予約権	第8回 株式報酬型 新株予約権	第9回 株式報酬型 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	24,700株	32,900株	41,400株	33,600株

区 分	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	22,700株	73,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については余剰資金を収益性、流動性を勘案しつつ、安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については運転資金や設備投資資金を、必要に応じて銀行借入や社債発行により調達する方針であります。なお、デリバティブは、主に市場リスクを回避する必要がある際に利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、受注工事ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

貸付金は、貸付先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、貸付金規程に従い、返済の確実性を審査しております。

有価証券である債券及び公社債投信は、投資先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、資金運用規程に従い格付が高いものに限ることとしております。

投資有価証券である株式等は、株価変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価や発行企業の財務状況を把握しております。

また、外貨建資産は、為替変動リスクにさらされておりますが、四半期ごとに換算換えを行い、損益への影響を把握しております。

営業債務の流動性リスクに関しては、グループ各社の資金を一元化することにより資金不足が起らないように管理しております。

長期借入金（1年以内返済予定長期借入金を含む）は運転資金及び株式給付信託に係る資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	26,095	26,095	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	92,185	92,185	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	21,841	21,841	—
(4) 支払手形・工事未払金	34,802	34,802	—
(5) 短期借入金（※1）	478	478	—
(6) 社債	10,000	9,760	△239
(7) 長期借入金（※1）	544	544	△0

（※1）連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年以内返済予定長期借入金（534百万円）は長期借入金に含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金預金、並びに (2) 受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券及び公社債投信は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形・工事未払金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金については、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出する方法によっております。

（注2）非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資金（連結貸借対照表計上額2,492百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含まれておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	1,842円97銭
1株当たり当期純利益	189円42銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2018年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行および資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,200,000株 (上限)
(3) 株式の取得価額の総額	3,000百万円 (上限)
(4) 取得期間	2018年5月10日～2018年9月30日

(株式交換契約の締結)

当社は、2018年5月9日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、シーキューブ株式会社（以下、「シーキューブ」といいます。）、西部電気工業株式会社（以下、「西部電気工業」といいます。）及び日本電通株式会社（以下、「日本電通」といいます。）を株式交換完全子会社とする各株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）による経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、同日、各社との間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、また各社においてはそれぞれの定時株主総会（シーキューブ：2018年6月27日、西部電気工業：2018年6月22日、日本電通：2018年6月28日）における承認を受けて、2018年10月1日を効力発生日として行われる予定です。

1. シーキューブとの株式交換契約（簡易株式交換）による経営統合

(1) 本株式交換による本経営統合の目的

本経営統合を契機に両社の強みを最大限に活かすため、両社ブランドが培ってきた技術力・営業力の強みを活かした運営を行い、お互いが得意とする領域を共有することにより、更なるビジネスの拡大を図り、社会に貢献しお客様に選ばれる企業への成長を図ることを目的としております。

(2) 本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

本株式交換契約承認時株主総会基準日（シーキューブ）	2018年3月31日（土）
本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2018年5月9日（水）
本株式交換契約締結日（両社）	2018年5月9日（水）
本株式交換契約承認時株主総会決議日（シーキューブ）	2018年6月27日（水）（予定）
最終売買日（シーキューブ）	2018年9月25日（火）（予定）
上場廃止日（シーキューブ）	2018年9月26日（水）（予定）
本株式交換の効力発生日	2018年10月1日（月）（予定）

② 本株式交換の方式

2018年5月9日付で締結した本株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、シーキューブを株式交換完全子会社とする株式交換となります。

③ 本株式交換に係る割当ての内容

	協和エクシオ (株式交換完全親会社)	シーキューブ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.31
本株式交換により 交付する株式数	協和エクシオ普通株式：8,255,389株（予定）	

2. 西部電気工業との株式交換契約（簡易株式交換）による経営統合

(1) 本株式交換による本経営統合の目的

本株式交換により、スケールメリットを享受しつつ、重複する事業領域・対象地域の効率化を推進し、両社が長年培ってきた強みを活かした事業運営を行うことによって、企業価値の更なる向上を図ることを目的としております。

(2) 本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

本株式交換契約承認時株主総会基準日（西部電気工業）	2018年3月31日（土）
本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2018年5月9日（水）
本株式交換契約締結日（両社）	2018年5月9日（水）
本株式交換契約承認時株主総会決議日（西部電気工業）	2018年6月22日（金）（予定）
最終売買日（西部電気工業）	2018年9月25日（火）（予定）
上場廃止日（西部電気工業）	2018年9月26日（水）（予定）
本株式交換の効力発生日	2018年10月1日（月）（予定）

② 本株式交換の方式

2018年5月9日付で締結した本株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、西部電気工業を株式交換完全子会社とする株式交換となります。

③ 本株式交換に係る割当ての内容

	協和エクシオ (株式交換完全親会社)	西部電気工業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.29
本株式交換により 交付する株式数	協和エクシオ普通株式：5,710,688株（予定）	

3. 日本電通との株式交換契約（簡易株式交換）による経営統合

(1) 本株式交換による本経営統合の目的

本経営統合を契機に両社の強みを最大限に活かすため、両社ブランドが培ってきた技術・営業力の強みを活かした運営を行い、お互いが得意とする領域を共有することにより、更なるビジネスの拡大を図り、社会に貢献しお客様に選ばれる企業としての成長を図ることを目的としております。

(2) 本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

本株式交換契約承認時株主総会基準日（日本電通）	2018年3月31日（土）
本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2018年5月9日（水）
本株式交換契約締結日（両社）	2018年5月9日（水）
本株式交換契約承認時株主総会決議日（日本電通）	2018年6月28日（木）（予定）
最終売買日（日本電通）	2018年9月25日（火）（予定）
上場廃止日（日本電通）	2018年9月26日（水）（予定）
本株式交換の効力発生日	2018年10月1日（月）（予定）

② 本株式交換の方式

2018年5月9日付で締結した本株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、日本電通を株式交換完全子会社とする株式交換となります。

③ 本株式交換に係る割当ての内容

	協和エクシオ (株式交換完全親会社)	日本電通 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.86
本株式交換により 交付する株式数	協和エクシオ普通株式：3,984,385株（予定）	

4. 本株式交換後の株式交換完全子会社の概要

	シーキューブ (2018年3月31日現在)	西部電気工業 (2018年3月31日現在)	日本電通 (2018年3月31日現在)
名 称	シーキューブ株式会社	西部電気工業株式会社	日本電通株式会社
所 在 地	名古屋市中区 門前町1番51号	福岡市博多区 博多駅東三丁目7番1号	大阪市港区 磯路二丁目21番1号
代表者の役職 氏 名	代表取締役社長 橋本 涉	代表取締役社長 熊本 敏彦	代表取締役会長 兼 社長 上 敏郎
事 業 内 容	NTT通信設備工事 移動通信設備工事 一般設備工事 情報サービス事業	情報通信工事業 ソリューション事業 その他	ネットワーク・電 気・通信設備工事 土木・建築工事 システムインテグ レーション事業 ITソリューション開 発運用 IT製品販売 情報処理サービス
資 本 金	4,104百万円	1,600百万円	1,493百万円

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	128,428	流動負債	84,555
現金預金	22,257	工事未払金	40,368
受取手形	488	短期借入金	389
完成工事未収入金	76,342	リース負債	70
有価証券	4,499	未払費用	1,652
完成工事支出金	17,466	未払法人税等	6,806
短期貸付金	2,576	未成工事受入金	2,932
繰延税金資産	2,003	完成工事引当金	2,831
その他	2,794	工事損失引当金	27,645
		その他	45
固定資産	96,648	固定負債	13,850
有形固定資産	51,676	社債	275
建物・構築物	17,648	リース負債	1,538
機械・運搬具	3,217	リース負債	10,000
器具器具・備品	540	繰延税金負債	119
土地	29,930	投資損失引当金	2,654
リース資産	164	資産除去債	42
建設仮勘定	175	その他	503
		その他	530
無形固定資産	3,104	負債合計	98,405
ソフトウェア	3,007	(純資産の部)	
その他	96	株主資本	121,890
		資本金	6,888
投資その他の資産	41,867	資本剰余金	8,592
投資有価証券	16,091	資本準備金	5,761
関係会社株式	19,749	その他資本剰余金	2,830
破産更生債権等	55	利益剰余金	129,597
長期前払費用	39	利益準備金	1,547
前払年金費用	5,091	その他利益剰余金	128,050
その他	900	固定資産圧縮積立金	2,362
貸倒引当金	△61	別途積立金	74,600
		繰越利益剰余金	51,087
		自己株式	△23,187
		評価・換算差額等	4,495
		その他有価証券評価差額金	4,495
		新株予約権	285
		純資産合計	126,671
資産合計	225,077	負債純資産合計	225,077

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高 価	256,864
完 成 工 事 原 価	229,167
完 成 工 事 総 利 益	27,696
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,543
営 業 利 益	15,153
営 業 外 収 益	4,746
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,650
受 取 地 代 家 賃	630
そ の 他	465
営 業 外 費 用	485
支 払 利 息	21
賃 貸 費 用	164
為 替 差 損	170
そ の 他	128
経 常 利 益	19,413
税 引 前 当 期 純 利 益	19,413
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,305
法 人 税 等 調 整 額	488
当 期 純 利 益	14,619

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				
		資 準 備	本 金	そ の 他 本 金	資 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
							固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	6,888	5,761	2,710	8,471	1,547	2,363	74,600	41,055	119,566	
固定資産圧縮積立金の取崩							△0		0	－
剰余金の配当									△4,588	△4,588
当期純利益									14,619	14,619
自己株式の取得										
自己株式の処分			120	120						
信託による自社の株式譲渡										
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	120	120	－	△0	－	10,032	10,031	
当 期 末 残 高	6,888	5,761	2,830	8,592	1,547	2,362	74,600	51,087	129,597	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約	株 純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△24,011	110,915	2,924	2,924	288	114,129
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△4,588				△4,588
当期純利益		14,619				14,619
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	311	431				431
信託による自社の株式譲渡	515	515				515
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,570	1,570	△3	1,567
当期変動額合計	823	10,975	1,570	1,570	△3	12,542
当 期 末 残 高	△23,187	121,890	4,495	4,495	285	126,671

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

: 決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

: 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

: 個別法による原価法

商品及び製品、材料貯蔵品

: 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く): 定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

また、太陽光発電・売電事業用設備については定額法によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く): 定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

: 定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 完成工事補償引当金 : 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当社にかし担保責任のある完成工事高に対し、将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- (3) 工事損失引当金 : 受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により費用処理することとしており、数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（主として16年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
- (5) 投資損失引当金 : 関係会社等に対する投資に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 : 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	19,501百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,710百万円
短期金銭債務	49,397百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	営業収益	2,428百万円
	営業費用	111,037百万円
	営業取引以外の取引高	3,939百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	23,221	1	677	22,545

- (注) 1. 当事業年度期首の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を868千株含めており、当事業年度末には496千株を含めて記載しております。
2. 普通株式の自己株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。
3. 普通株式の自己株式数の減少677千株は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）保有の当社株式を持株会に売却したことによる減少372千株及びストックオプションの行使による減少305千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与等	1,660百万円
未払事業税	184百万円
貸倒引当金	650百万円
会員権等評価損	100百万円
投資損失引当金	12百万円
減損損失	479百万円
その他	697百万円
繰延税金資産小計	3,785百万円
評価性引当額	△460百万円
繰延税金資産合計	3,324百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△949百万円
固定資産圧縮積立金	△1,042百万円
その他有価証券評価差額金	△1,983百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△3,975百万円
繰延税金資産の純額	△651百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	2,003百万円
固定負債－繰延税金負債	△2,654百万円

(関連当事者との取引に関する注記)
 子会社及び関連会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	アイコムシステック 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の預り	資金の預り	2,231	預り金	2,544
	株 式 会 社 エクシオテック	所有 直接 100.0%	資金の預り	資金の預り	3,222	預り金	2,892
	株 式 会 社 エクシオモバイル	所有 直接 100.0%	資金の預り	資金の預り	2,532	預り金	2,433
	株 式 会 社 サンクレックス	所有 直接 100.0%	資金の預り	資金の預り	2,331	預り金	2,491
	大和電設工業 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の預り	資金の預り	2,299	預り金	2,468

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の預りは、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引であり、取引金額は期中の平均残高を記載しております。また、利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,326円65銭
1株当たり当期純利益	153円90銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2018年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

内容につきましては、連結計算書類の連結注記表 (重要な後発事象に関する注記) をご参照ください。

(株式交換契約の締結)

当社は、2018年5月9日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、シーキューブ株式会社 (以下、「シーキューブ」といいます。)、西部電気工業株式会社 (以下、「西部電気工業」といいます。)) 及び日本電通株式会社 (以下、「日本電通」といいます。)) を株式交換完全子会社とする各株式交換 (以下、「本株式交換」といいます。)) による経営統合を行うことを決議し、同日、各社との間で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、また各社においてはそれぞれの定時株主総会 (シーキューブ：2018年6月27日、西部電気工業：2018年6月22日、日本電通：2018年6月28日) における承認を受けて、2018年10月1日を効力発生日として行われる予定です。

内容につきましては、連結計算書類の連結注記表 (重要な後発事象に関する注記) をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社協和エクシオ
取締役会 御中

清陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 浅井 万 富 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 光 成 卓 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石 尾 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社協和エクシオの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社協和エクシオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（株式交換契約の締結）に記載されているとおり、会社は2018年5月9日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、シーキューブ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社を株式交換完全子会社とする各株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、各社との間で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社協和エクスオ
取締役会 御中

清陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 浅 井 万 富 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 光 成 卓 郎 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石 尾 仁 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和エクスオの2017年4月1日から2018年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（株式交換契約の締結）に記載されているとおり、会社は2018年5月9日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、シーキューブ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社を株式交換完全子会社とする各株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、各社との間で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役等が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月11日

株式会社協和エクシオ 監査役会

常勤監査役	渡	邊	晴	彦	㊞
常勤監査役	滝	澤	芳	春	㊞
社外監査役	目	黒	高	三	㊞
社外監査役	山	田	晴	彦	㊞

以上